

4. 大学設置基準等について

設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

◆教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

◆収容定員◆

- 収容定員

◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 組織的な研修
- 昼夜開講制

◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

◆事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織
- 研修の機会等

◆共同教育課程に関する特例◆

◆国際連携学科に関する特例◆

◆雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

【審査の基準】教学面及び財政計画・管理運営について、それぞれ以下の基準に基づいて審査

①教学面：文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

〔教育課程〕

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

〔教員組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

②財政計画・管理運営：文部科学省告示として「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」が定められており、これに基づいて学校法人分科会において審査。

〔施設・設備の整備状況〕

- ・校地並びに施設及び設備等について、教育研究上支障なく整備されていること。(校地及び施設は原則、自己所有であること。但し一定の要件の下に借用可。)

〔設置経費〕

- ・施設及び設備の設置経費が標準設置経費(※)を下回っていないこと。

〔経常経費〕

- ・人件費等の経常経費については、標準経常経費(※)を下回っていないこと。

〔設置に必要な財源〕

- ・設置経費と開設年度の経常経費のために必要な財源を、原則、申請時に全額自己財源として収納していること。

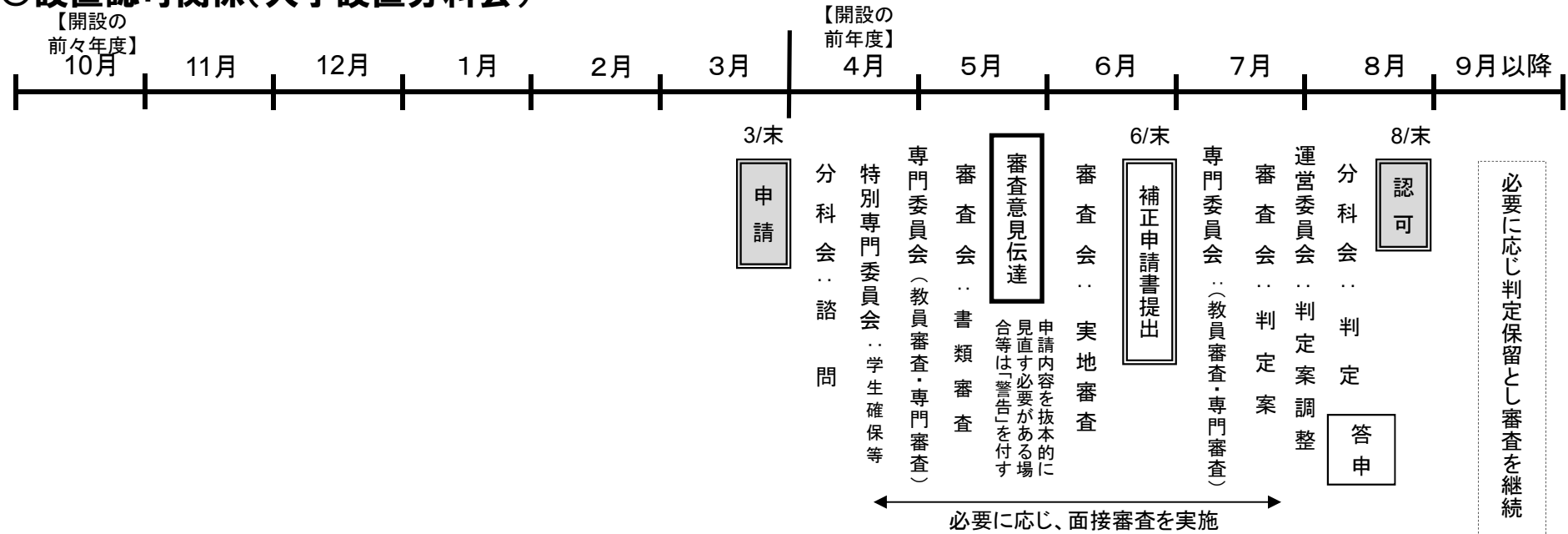
〔管理運営〕

- ・大学等を設置するにふさわしい管理運営体制(役員の構成、専任事務職員の設置、諸規程の整備など)が整備されていること。

※ 大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

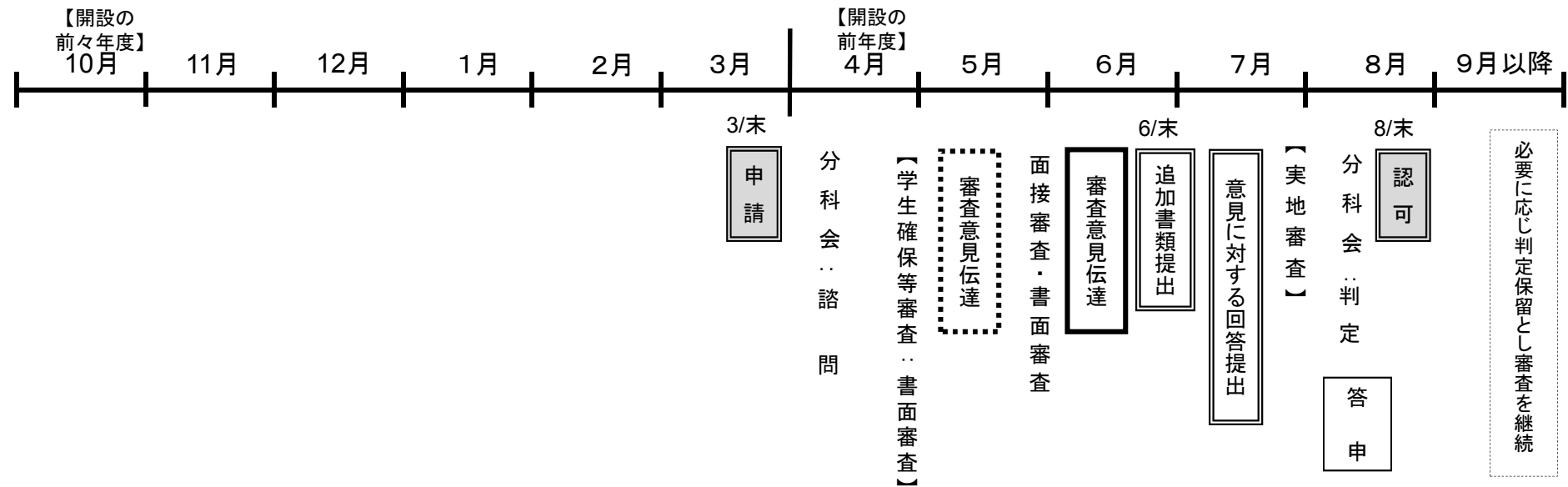
審査スケジュール（学部等新設の場合）

○設置認可関係(大学設置分科会)



○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

※私立大学の場合のみ



学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要

① 校地，施設及び設備

- ◇原則，申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし，一定要件を満たす場合は借用でも可。

② 標準設置経費，標準経常経費

【標準設置経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は，「標準設置経費」以上であることが必要。
- ◇転用・共用する既存の施設・設備があれば，当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。

【標準経常経費】

- ◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は，「標準経常経費」以上であることが必要。

③ 設置経費，経常経費の財源

- ◇設置経費等の財源は，申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は，現金預金のほか国債等の有価証券で，一定の要件を満たすものでも可。
- ◇経常経費の財源のうち，学生納付金については，学生数が合理的に算定され，確実に収納される見込みがあると認められること。

④ 負債率，負債償還率

【負債率】

- ◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

【負債償還率】

- ◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

⑤ 管理運営状況等

- ◇学校等の管理運営において，適正を欠く事実がないこと等



寄附行為（変更）認可の審査基準において求められる管理運営体制等

① 管理運営体制

大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整備されていることが必要

ア 理事長の資質

- ・業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験

イ 理事体制の整備

- ・理事相互間の情報及び意見交換の機会の十分な確保

ウ 他の学校法人の役員との兼職の制限， 役員の構成（教学側の意向が適切に反映される構成）

エ 監事の支援体制の整備

- ・業務や財務に係る情報提供， 内部監査部門等との情報共有， 監事業務をサポートする人員の配置

オ 管理運営上必要な諸規程の整備

カ （偽りや不正行為により）不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後に申請する場合， 再発防止のための必要な措置 など

② 管理運営状況，事務処理状況

学校等の管理運営において，適正を欠く事実がないことが必要。この場合，以下の事項に留意。

- ア 法令に基づく登記，届出，報告等の適正な実施
- イ 役員間，教職員間又はこれらの者における訴訟その他の紛争
- ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還，その徴収する掛金，公租公課の支払状況
- エ インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況

③ 財務状況等

大学等を設置する学校法人にふさわしい財務状況等が確保されていることが必要。
この場合，以下の事項に留意。

- ア 収支バランス，ストックの状況，及び各種財務関係比率の状況
- イ 財政計画の作成状況
- ウ 寄附金，補助金の収納状況

5. 終わりに

監事業務に必要なものとは？

- ◆業務遂行の基盤となる学校法人や大学などに関する基本的な知識と一般常識
- ◆理事長、理事、教職員等の理解・距離感
- ◆監事としての経験の蓄積

等々

監事業務に期待される役割とは？

- ◆ 予算編成や中期計画に対するチェック 80%
- ◆ 監査における指摘事項の改善状況のチェック 64%
- ◆ 各部署の業務執行に対するチェック 63%
- ◆ 学部設置や施設設備整備計画等の妥当性のチェック
. . . . 61%

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編
平成27年3月 より作成。

ご清聴ありがとうございました。